

浜松市高校生就業体験推進事業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 高校生の的確な職業選択の機会を充実させ、継続した雇用の安定及び雇用の確保の促進を図ることを目的として、高校生の就業体験を受け入れた事業所に対して高校生就業体験推進事業奨励金(以下「奨励金」という。)を交付する。

2 奨励金の交付については、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付の対象)

第2条 奨励金交付の対象となる事業所は、次の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 市内の事業所において就業体験を受け入れたもの

(2) 市内に住所を有する高校生又は浜松市内に住所を有する高等学校の生徒(特別支援及び視覚特別支援学校の高等部の生徒並びにこれらに準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。)の就業体験を受け入れたもの

(3) 第4条に規定する実績報告時まで納期が到来している市税を完納しているもの

2 国、地方公共団体及びこれらに準ずる事業所として市長が認めるものについては、交付の対象としない。

3 国、地方公共団体等のその他の奨励金、謝金、補助金、助成金等の支払いを受けると就業体験、職場実習等は、交付の対象としない。

4 就職内定先の研修に相当するものは、交付の対象としない。

5 就業体験受入れ事業所が、浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者又はこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当するときは、交付の対象としない。

(交付)

第3条 奨励金の交付は、一の就業体験受入れ事業所に対し受入れ人数に応じて、予算の範囲内で行う。

2 奨励金の交付額は、2日間受け入れたときは受け入れた高校生一人当たり3,000円以内とし、3日間以上受け入れたときは受け入れた高校生一人当たり4,500円以内とする。ただし、一の事業所における一の高校生の受入れに対する交付は、年1回に限る。

(実績報告等)

第4条 奨励金の交付を受けようとする事業所は、高校生の就業体験終了日の翌日から起算して30日以内の日までに、浜松市高校生就業体験推進事業実績報告書(第1号様式。以下「報告書」という。)を提出しなければならない。ただし、30日以内の日が就業体験を受け入れた日の属する年度の2月末日を超えるときは、2月

末日までに提出しなければならない。市長は、必要があると認めるときは、この期日を変更することができる。

2 報告書に添付すべき書類は、当該高校生が在籍する学校の校長が証明した就業体験実施証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）とする。

3 奨励金の交付を受けた事業所は、報告書に係る関係書類を、就業体験を実施した高等学校等は、証明書に係る関係書類を、就業体験が行われた日の属する年度の終了後3年間保存しなければならない。

（実地調査）

第5条 市長は、市職員に、奨励金の交付を受けた事業所に立ち入り、関係書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

（奨励金の返還）

第6条 市長は、次のいずれかに該当すると認める場合は、奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 第4条に規定する報告書又は証明書に事実と異なる内容が記載されているなど、不正な行為により奨励金の交付を受けたとき

(2) 奨励金の交付を受けた事業所が第5条に規定する実地調査を正当な理由なく拒んだとき

（書類の提出部数）

第7条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に就業体験事業を実施したものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に就業体験事業を実施したものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に就業体験事業を実施したものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の就業体験について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に就業体験事業を実施したものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に就業体験事業を実施したものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に就業体験事業を実施した
ものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に就業体験事業を実施した
ものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に就業体験事業を実施したも
のについて適用する。

第1号様式(第4条関係)

浜松市高校生就業体験推進事業実績報告書

浜松市高校生就業体験推進事業奨励金の交付を受けたいので、浜松市高校生就業体験推進事業奨励金交付要綱第4条の規定に基づき、就業体験実施証明書を添えて報告します。

提出期限:就業体験終了日翌日から30日以内(年度末の期限短縮取扱いあり・下記参照)

1 対象高校生等(特別支援学校、視覚特別支援学校高等部の生徒を含む)

1	学年		氏名	
	期間	令和 年 月 日	~	令和 年 月 日(日間)
2	学年		氏名	
	期間	令和 年 月 日	~	令和 年 月 日(日間)
3	学年		氏名	
	期間	令和 年 月 日	~	令和 年 月 日(日間)

学校名			
所在地		電話番号	

市役所記入欄には記入しないでください。

市役所 記入欄	日数	単価	人数	基本額	交付率	交付額
	2日	3,000円	人	円		円
	3日以上	4,500円	人	円		
	計		人	円		

2 実施状況

就業体験先名称	第2号様式就業体験先と一致すること				
就業体験先所在地	浜松市内であること				
就業体験の内容					
就業体験先 担当者	役職 氏名		電話番号 FAX番号		
高校へ提供する就業体験受け入れ企業一覧表への掲載について				許可する・許可しない	
本実習において本市以外からの奨励金等の受領について				受領する・受領しない	

令和 年 月 日

(あて先)浜松市長

事業所 所在地
名称
代表者

(代表者印と事業所印)

振込先金融機関名	預金種別及び口座番号												
銀行 本店	普通預金												
金庫 支店	第 号												
農協 出張所	当座預金												
口座名義													

口座名義欄はカタカナでご記入ください。

事業所名(代表者名含む)と口座名義が違う場合は、支払に関する委任状を添付してください。

この書類は、就業体験終了日の翌日から起算して30日以内に提出してください。それ以降は受け付け不可です。なお30日目が年度の2月末日を過ぎる場合は、2月末日が提出期限となります。

第2号様式（第4条関係）

就業体験実施証明書

対象高校生等（特別支援、視覚特別支援学校高等部の生徒を含む）

1	学 年		学籍番号	
	氏 名			
	住 所	浜松市は行政区まで記入：浜松市 区、市外は市名まで記入：湖西市、磐田市など		
	期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日（ 日間）		
2	学 年		学籍番号	
	氏 名			
	住 所	浜松市は行政区まで記入：浜松市 区、市外は市名まで記入：湖西市、磐田市など		
	期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日（ 日間）		
3	学 年		学籍番号	
	氏 名			
	住 所	浜松市は行政区まで記入：浜松市 区、市外は市名まで記入：湖西市、磐田市など		
	期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日（ 日間）		

（就業体験先名称）

上記のとおり、浜松市高校生就業体験推進事業奨励金交付要綱第2条に規定する交付の対象に該当する就業体験を実施したことを証明します。

令和 年 月 日

所在地
学 校 名 称
校長名

印